

確認測定：対象者の選定等における留意点

環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。濃度基準値が設定されている物質について、リスクの見積りの過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合は、ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するため労働者の呼吸域における物質の濃度の測定（確認測定）を実施することが技術上の指針で示されています。技術上の指針での確認測定の対象者の選定等における留意点を下記に示しました。

確認測定の対象者の選定等における留意点

確認測定を実施する基準として、労働者の呼吸域における物質の濃度を採用する趣旨。	・優先順位に基づくリスク低減対策を検討する際に、労働者の呼吸域における物質の濃度が必要であることを踏まえたものである。
労働者の呼吸域における物質の濃度が8時間濃度基準値の2分の1程度を超えると評価される場合を基準とする趣旨	・数理モデルや場の測定による労働者の呼吸域における物質の濃度の推定が、濃度が高くなると、ばらつきが大きくなり、推定の信頼性が低くなることを踏まえたものである。
確認測定中、有効な呼吸用保護具を着用	・労働者の呼吸域における物質の濃度が8時間濃度基準値の2分の1程度を超えている労働者に対する確認測定は、測定中に、当該労働者が濃度基準値以上の濃度にばく露されることのないよう、有効な呼吸用保護具を着用させて測定を行う。
確認測定の対象者の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・均等ばく露作業ごとに確認測定を行う場合において、測定結果のばらつきや測定の失敗等を考慮し、8時間濃度基準値との比較を行うための確認測定については、均等ばく露作業ごとに最低限2人の測定対象者を選定することが望ましい。 ・15分間のばく露に対する濃度基準値（短時間濃度基準値）との比較を行うための確認測定については、最大ばく露労働者のみを対象とすることで差し支えない。
最大ばく露労働者を特定できない場合の確認測定	・均等ばく露作業に従事する者の5分の1程度の労働者を抽出して確認測定を実施する方法がある。

kes サポート

課 題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	<ul style="list-style-type: none"> ◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル（CREATE-SIMPLE等）による推定
有害性のリスク低減措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト
化学物質管理の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援